

## 指定介護予防通所介護事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会（以下「千曲市社協」という。）が開設する指定介護予防通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所介護事業又は第1号通所介護事業（介護予防通所介護相当サービス等）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員その他の従業者（以下「従業者等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 従業者等は、要支援者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、保険者、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

|   | 名 称          | 所 在 地          |
|---|--------------|----------------|
| 1 | 更埴デイサービスセンター | 千曲市大字杭瀬下870番地  |
| 2 | 戸上デイサービスセンター | 千曲市大字磯部1110番地1 |

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 各事業所 1名

管理者は、事業所の従業者等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護計画の作成等を行う。

(2) 生活相談員 各事業所1名以上（介護職員と兼務）

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、自らも指定通所介護の提供に当たるものとする。

(3) 看護職員 各事業所 1名以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、指定介護予防通所介護の提供に当たる。

(4) 介護職員 各事業所の利用者の数が15名までは1名以上、それ以上5名又はその端数を増すごとに1を加えた数以上。

介護職員は、指定介護予防通所介護の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 各事業所 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (6) 事務職員 各事業所 1名  
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。  
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、以下のとおりとする。

|   | 名 称                    | 利 用 定 員 |
|---|------------------------|---------|
| 1 | 更埴デイサービスセンター (介護予防通所型) | 35名     |
| 2 | 戸上デイサービスセンター (介護予防通所型) | 40名     |

(事業の内容及び利用料金等)

第7条 事業の内容は、送迎・入浴・食事等の支援及び生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活上の支援とし、利用料の額は千曲市長が定める額とする。

当該指定介護予防通所介護が法定代理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額の支払を受けるものとする。

- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、1km当たり37円で積算した額を交通費として徴収する。
- 3 前2項のほか、利用に応じて次の料金を徴収する。  
(1) 時間外料金 第1項を基準とした額  
(2) 上記の他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費
- 4 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(事業の実地区域)

第8条 通常の事業の実施区域は、千曲市、坂城町、長野市篠ノ井とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用に対し適切な指定介護予防通所介護を提供するために、食堂、機能訓練室等の事務所内の各設備には、利用に際しての注意事項を掲示する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者等は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変や緊急事態が生じた時

は、速やかに家族及び管理者に報告するものとし、必要に応じ主治医もしくは嘱託医に連絡する等の措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に際して、必要な具体的計画を策定するとともに、利用者の避難、救出訓練等の実施等、万全の対策を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第12条 事業所は、従業者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する義務を負う。

3 従業者であった者が退職後においても、引き続き前項に規定する義務を負う。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は千曲市社協と事業所との協議について定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月29日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。